

社会福祉法人たちばな福祉会
役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな福祉会（以下「法人」という。）定款第9条並びに、第23条の規程に基づき、理事及び監事、評議員に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第9条に規定する評議員並びに第23条に規定する理事及び監事（以下「役員等」という。）とする。

(支給金額等)

第3条 役員、評議員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、評議員会または、理事会出席1回につき10,000円（源泉所得税を除く）を当日支給する。
- (2) 職員と兼任している役員には報酬は支払わない。但し、休日に会議を開催の場合には報酬を支払う。
- (3) 交通費の弁償は、会議出席の都度、実費を支給する。職員には支給はしない。
- (4) 会議以外の用務の場合は、報酬と交通費の実費を支給する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。